

# 各務原市広告付き庁舎案内等表示設備設置事業者選定委員会設置要綱

(平成23年3月30日決裁)

## (設置)

第1条 広告付き庁舎案内等表示設備（以下「表示設備」という。）設置事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を、公平かつ適正に実施するため、各務原市広告付き庁舎案内等表示設備設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 設置事業者の許可条件に関する事。
- (2) 設置事業者の選定に関する事。
- (3) 設置事業者の表示設備の設置及び撤去に関する事。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 企画総務部長
- (3) 産業活力部長
- (4) 市長公室広報課長
- (5) 企画総務部企画政策課長
- (6) 企画総務部管財課長
- (7) 産業活力部観光交流課長

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、市長公室長をもって充て、会務を総理する。

4 副委員長は、企画総務部長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

## (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

## (関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画総務部管財課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年10月16日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成29年10月10日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和3年1月7日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。